

請負工事における総合評価方式においては、平成31年2月に今後の見直しの方向性として、10の項目を整理しております。

今回は、その10の項目のうち、「②一般的になった技術提案の標準案への採用」など3つの項目の見直しを行いますので、その概要についてお知らせします。

1. 今後の方向性の実施状況

今後の方向性	公共工事の更なる品質確保
	方向性 1
	<p>① 総合評価方式の1億円未満への拡大 ●短期</p> <p>⇒1億円未満の一般土木、管2種、建築工事のうち技術的工夫の余地が大きい工事に適用拡大</p> <p>② 一般的になった技術提案の標準案への採用 ●短期</p> <p>⇒技術提案のうち、ほとんどの現場で当然のように実施されているものについては、総合評価において加点対象とならない標準案とする。また、今後も、市の標準仕様とすべきものについては、当初設計への計上、基準の改定（法令の改正含む）などを行う。</p>
	<p>③ 技術提案に係る負担を軽減した型式の適用拡大 ●短期</p> <p>⇒予定価格1億円以上3億円未満の工事は、Ⅱ型（入札参加者の技術提案に係る負担を軽減した型式）を原則適用</p> <p>④ 一つの技術資料で複数の工事に参加できる一括審査方式の導入 ●短期</p> <p>⇒一つの技術提案書で、類似する同日開札日の複数の工事に入札参加できる「一括審査方式」をⅡ型に導入</p>
制度・手続きの更なる適正化	
方向性 3	
<p>⑤ 低入札価格調査制度等の適用の検討 ●短期</p> <p>⇒国の要請に従い、最低制限価格制度から低入札価格調査制度へ変更</p> <p>⑥ 競争入札参加停止等を受けた企業への減点評価 ●短期</p> <p>⇒競争入札参加停止措置を受けた企業を減点評価（2点減点）</p> <p>⑦ 更なる透明性の確保に向けた検討 ●継続</p> <p>⇒技術提案に係る評価結果が、より分かりやすい評価方法へ見直し</p>	
建設業の担い手確保と生産性の向上	
方向性 4	
<p>⑧ 若手・女性技術者等の評価、受注が少ない企業への配慮の検討 ●中期</p> <p>⑨ 地域の安全・安心を担う災害対策協力企業の評価拡充 ●短期</p> <p>⇒本市と防災活動に関する協定を締結している団体に所属する災害対策協力企業の評価を拡充（最大配点を1点から2点へ拡大、配点区分の見直し）</p> <p>⑩ ICT活用工事の評価の検討 ●中期</p>	

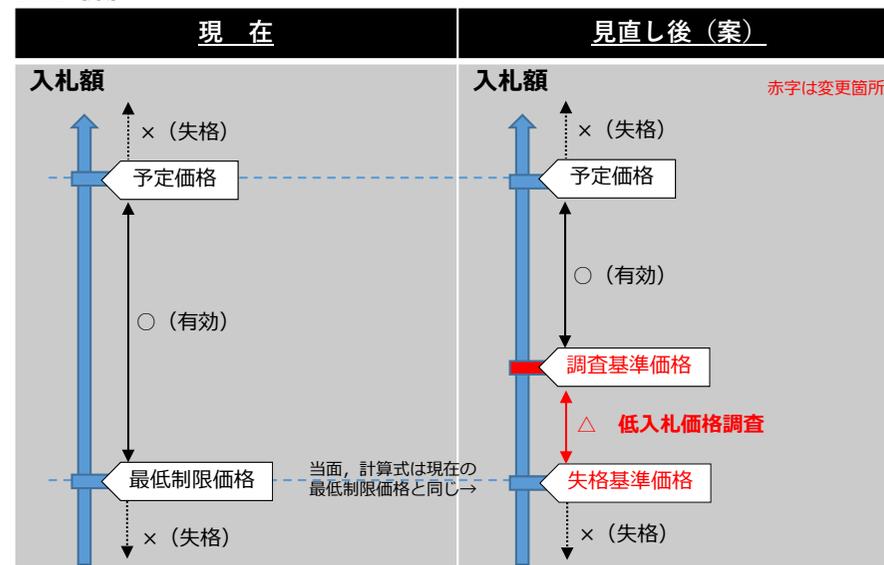
2. 「⑤低入札価格調査制度等の適用の検討」について

総合評価方式入札におけるダンピング防止策として、国の要請に従い、現在の最低制限価格制度から低入札価格調査制度に見直しを図るもの。（なお、現在すでに低入札価格調査制度を導入しているWTO案件については、変更なし。）

■国から全国の地方自治体に対する要請について

総合評価方式入札は、価格以外の要素も総合的に評価する性質を有するため、国は、全国の地方自治体に対して、総合評価方式入札のダンピング防止策として、価格のみを考慮し最低制限価格で一律に失格とする制度ではなく、調査基準価格未満の入札について、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがないかどうかを調査した上で落札候補者を決定する低入札価格調査等を活用するよう要請しているもの。

■変更（案）



・低入札価格調査の方法

すでに導入しているWTO案件と異なり、提出書類等を厳選するなど、事業者の事務負担等に配慮した方法による調査

・失格基準価格の計算式

当画、現在の最低制限価格と同じ

・導入時期等

事業者の準備期間を確保した上で、来年度中の導入を目指すこととし、調査基準価格や失格基準価格等については、他自治体の入札制度等を踏まえて、引き続き検討していく

【参考：用語説明】

- ・低入札価格調査制度：調査基準価格に満たない入札を行ったものについて調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認める場合には、当該入札者を落札者としない制度
- ・失格基準価格：低入札価格調査制度の下で、契約内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高い入札について、低入札価格調査を実施せずに入札を失格にする価格

3. 「⑦更なる透明性の確保に向けた検討」について

「WTO 型」及び「I 型」に係る技術提案の評価を、「相対評価」から、評価結果がより分かりやすい「基準に基づいた絶対評価」に見直すことにより、点数の内訳を可視化し、更なる透明性の確保を図るもの。評価方法の見直しについては、企業への説明会等を実施したうえで、令和3年1月1日以降に入札公告を行う案件からの適用に向けて進めていく。

現 状

請負工事における総合評価方式においては、入札参加者の中で最も優れた者を決定するための技術提案の評価手法として、相対的な評価を行っている

<課 題>

- 技術提案が開示できない中で、入札参加者等への評価点の説明が困難
- 他の入札参加者の状況によって、評価点が変わるため、次の工事に向けた提案内容の改良が困難

見直し後

更なる透明性を確保し、より分かりやすい評価方法とするため、これまで蓄積された実績を基に段階的な評価基準を策定し、提案一つひとつを評価する絶対的な評価方法に見直す

<効 果>

- 提案一つひとつが評価されることから、点数の内訳が可視化され、評価結果が分かりやすくなる
- 企業は、次の工事に向けた提案内容の改良が行いやすくなり、更なる技術力向上が期待できる
- 絶対的な評価となるため、工事の特性や評価項目が同一であれば、提案の評価は変わらない



より分かりやすい評価方法へ見直し

項目 現在の評価方法「相対評価」

提案数 発注者が求める提案項目に対し、「最大5つ」まで提案可能

評価方法 「相対評価」

- 評価者が個別に、出された提案全体を見て、最も優れた1者に満点（10点）を付与し、2位以下は、最も優れた1者に対する相対的な点数を付与
- 最終的な評価の点数は、それぞれの評価者が付けた点数を平均して算出

<入札参加者No.1>

技術提案書	
項目1	〇〇について
企業からの提案	提案(1)
	提案(2)
	提案(3)
	提案(4)
	提案(5)

評価者 I : No.1 が最も優れた提案
↓
10点

<入札参加者No.2>

技術提案書	
項目1	〇〇について
企業からの提案	提案(1)
	提案(2)
	提案(3)
	提案(4)
	提案(5)

No.1 に対してNo.2は、
↓
8点

提案(1)～(5)の全体を見て、相対評価

入札		技術提案項目(項目1)				評価点(平均点)
参加者		II	III	IV		
No.1	10	10	10	9	9.750	
No.2	8	9	9	10	9.000	

評価結果の公表 点数のみ

I 型	技術提案項目		提案項目計	
	項目1	項目2		
	〇〇について	〇〇について		
入札参加者名	配点→	10.000	10.000	20.000
No.1		9.750	10.000	19.750
No.2		9.000	8.250	17.250

新たな評価方法「基準に基づいた絶対評価」

同左(変更なし)

「基準に基づいた絶対評価」

- これまで蓄積された実績を基に、評価基準を策定
- 評価者が合議により、出された提案一つひとつに対して基準に基づいたA～Eの評価を実施
- 最終的な評価の点数は、各提案の評価結果を合計して算出

<入札参加者No.1>

技術提案書	
項目1	〇〇について
企業からの提案	提案(1)
	提案(2)
	提案(3)
	提案(4)
	提案(5)

提案(1)～(5)の一つひとつに対して、段階評価

提案(1)	・・・A (2点)
提案(2)	・・・A (2点)
提案(3)	・・・B (1.5点)
提案(4)	・・・A (2点)
提案(5)	・・・C (1点)
合計：8.5点	

評価区分	加点
A	2.0
B	1.5
C	1.0
D	0.5
E	加点無し

※E：標準案に留まるなど、加点対象外の提案

点数+点数の内訳(評価区分の個数)

I 型	技術提案項目		提案項目計		
	項目1	項目2			
	〇〇について	〇〇について			
入札参加者名	配点→	10.000	10.000	20.000	
No.1	8.500	区分	提案数	9.000	17.500
		A	3		
		B	1		
		C	1		
		D	0		
E	0				
No.2	6.500	区分	提案数	6.000	12.500
		A	1		
		B	2		
		C	1		
		D	1		
E	0				